

# 平成24年12月5日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日時	平成24年12月5日(月) 午後3時30分
場所	教育委員会室
開会	午後3時30分
閉会	午後4時12分
出席委員	
委員 長	横井利男
委員	雁部隆治
委員	鈴木みゆき
委員	阿部博道
教育長	横山信雄
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	小暮真人
庶務課長	岩佐一郎
学務課長	齋藤好正
指導室長	橋爪昭男
すみだ教育研究所長	渡部和美
生涯学習課長	金子しのぶ
スポーツ振興課長	中山賢治
あずま図書館長	村田里美

## 2 会議の概要

- **横井委員長** それでは教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は阿部委員にお願いいたします。

### 議決事項第1

議案第54号「教育委員会関係議案（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。
- **横井委員長** それでは、議決事項第1議案第54号「教育委員会関係議案（幼稚園教育職員の給与

に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について」、原案どおり決定することにしたと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

## 議決事項第2

議案第55号「教育委員会関係議案(墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

○ **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。

○ **横井委員長** それでは、議決事項第2議案第55号「教育委員会関係議案(墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について」、原案どおり決定することにしたと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

## 議決事項第3

議案第56号「教育委員会関係議案(墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

○ **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。

○ **横井委員長** それでは、議決事項第3議案第56号「教育委員会関係議案(墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について」、原案どおり決定することにしたと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

## 議決事項第4

議案第57号「平成24年度墨田区一般会計補正予算(第7号)案に関する意見の聴取について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

○ **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。

○ **横井委員長** それでは、議決事項第4議案第57号「平成24年度墨田区一般会計補正予算(第7号)案に関する意見の聴取について」、原案どおり決定することにしたと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

## 報告事項第1

「平成24年度財政援助団体等監査の結果に基づき区長が講じた措置の公表について」、資料1のとおり庶務課長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。
- **横井委員長** 財政援助団体はどんなところがありますか。
- **庶務課長** 教育委員会の関係では、総合体育館の管理運営業務の指定ですみだスポーツサポートPFI（株）です。もう一つは、補助金を出している特定非営利法人のすみだ学習ガーデンなどです。区全体としては、社会福祉協議会などがあります。

## 報告事項第2

「墨田区公立学校在籍児童又は生徒の出席停止に関する事務取扱要綱表について」、資料2のとおり指導室長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。
- **阿部委員** これは確定ですか。
- **指導室長** 庶務課を通じて、区長部局の総務部法務課にも見ていただきましたので、確定ということで報告事項としています。
- **阿部委員** 何点か気がついたことがあります。まず、具申書は第19条の2のどの項目にあたるのですか。
- **横井委員長** その前に、私も気がついたことがあります。これは、報告事項になるのですか。というのは、9に「出席停止の手続きに関し必要な事項は教育委員会が定める」となっています。教育委員会で議決するという事なんではないでしょうか。
- **指導室長** これは要綱の制定なので、報告事項になると判断したのですが。
- **教育長** 事務取扱要綱なので、私の専決で決定させていただき、もし本日ご意見があれば、訂正をさせていただきます。
- **統括指導主事** 今の阿部委員のご質問にお答えします。第3条の具申書につきましては、平成14年度に制定されました学校管理運営規則では、位置づけはございません。ただ、学校での出席停止を考えるにあたっては、教育委員会が決定するものですが、その決定をするために学校の意見を聴取します。この規定がないことから、教育委員会が学校の報告を受け出席停止を考える際の学校の資料ということで、具申書を提出することを事務取扱要綱で、位置づけたものです。
- **阿部委員** わかりました。意見書ということですね。もう一点は第4条に、「児童及び生徒の保護者の意見を聴取するもの」とありますが、この様式は定めていないのですか。
- **統括指導主事** これは、出席停止を行うための文書ではありませんので、様式はありません。
- **阿部委員** わかりました。もう一点は、第5条の表現ですが、規則の場合、第6項で「意見聴取の結果等総合的に判断する」とありますが、要綱第5条は「学校長の判断を尊重しつつ」とあります。総合的に判断し決定した場合には、この様式を提出すると思うのですが、第5条の表現は、規則と整合性をとったほうが良いと思います。ですから、中身がどうのことではありません。この3点が気になった点です。
- **教育長** これは、整合性があつたほうが良いと思いますので、訂正をさせていただきます。
- **統括指導主事** 今の阿部委員のご意見についてですが、第6条及び第7条に関わるのが、第5条に規定されていますので、第5条の方を「当該児童又は生徒の出席停止の可否を決定し、出席停止を決定した場合は保護者に対して」と改めれば、訂正となりますでしょうか。
- **教育長** これは、「学校長の判断を尊重しつつ、総合的に判断」とします。

- **横井委員長** また、十分にご検討いただきたいと思います。
- **雁部委員** 第5条で「委員会は保護者の意見聴取の後」とあります。第4条で、「正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き」とありますが、聴取が出来ないわけですから、拒否された場合は第5条の意見聴取ができないので、その場合はどのようになるのでしょうか。
- **横井委員長** 私も第4条で、「正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き」は、第4条ではなく第5条の頭に入るかなと思います。第4条は、「委員会は前条の具申書の提出があったときは、児童及び生徒の保護者の意見を聴取するもの」とするのが正しい手続きです。第5条では、保護者の意見を聴取しなければいけないのだけれども、「正当な理由なく意見聴取に応じない場合」は、出席停止ができないのですから、この文書を考えてほうが良いと思います。
- **教育長** これは、出席停止ができないわけではなく、再三、保護者がこちらの要請に応じない場合はこの具申書に基づき、出席停止を可とすることがあり得るということです。
- **雁部委員** 第5条だけ読んだ場合は、意見聴取に応じない場合はどうしていいかわからないと思います。
- **統括指導主事** 第4条は、保護者の意見聴取ということであり、「正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き、当該児童及び生徒の保護者の意見を聴取するもの」を実施し、その上で、第5条を決定すると読んでいただければ良いと思います。
- **教育長** 区民の方が読んだ場合、理解しやすいようにもう少し精査した後、ご報告したいと思います。
- **鈴木委員** 義務教育の中で出席停止にすることは、重いことだと思いますので、入学の説明会などで、事前に保護者に情報公開をしたほうが良いのではないかと思います。
- **指導室長** 年度当初に話しをすることは必要だと思いますので、各学校にお伝えしたいと思います。
- **横井委員長** 出席停止の解除をしにくい場合は、児童相談所との連携はあるのでしょうか。児童相談所に入ることもあるのでしょうか。
- **指導室長** 出席停止の前に連携をしている場合があります。
- **横井委員長** 出席停止中の児童・生徒に対する指導体制はどのようになりますか。事務取扱要綱には規定しないことになりますか。
- **指導室長** 「墨田区立小・中学校の管理運営に関する規則」の第19条の2の10に「教育委員会は、出席停止の命令に係る児童又は生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じるものとする」とありますので、各学校で考えて対応することになります。
- **雁部委員** 出席停止中の児童・生徒を観察するなど教育委員会での対応を考えたほうが良いと思います。
- **指導室長** 義務教育ですので、保護者にしっかりと見ていただくことが大事です。その後は教職員が家庭訪問をするなどして、状況を把握することです。
- **横井委員長** 養育能力の問題がある場合もありますので、難しいですね。
- **雁部委員** 出席停止中の児童・生徒が、家の中で一人になる可能性もありますので、出かけて遊んだりするようになると悪循環になり良くないと思います。
- **教育長** 校長から教育委員会へ指導記録と具申書の2本を提出いただくことになりますが、教育委員会としても校長に何らかの意見書を出す必要があるかと思います。その場合、今おっしゃったことを文言で入れることもできます。
- **横井委員長** 出席停止で家庭の中で子ども一人になってしまうので、以前にも話題になりましたが、

どこかに仕事をさせるか、手伝いに行かせるかということも場合によっては考えたほうがいいのかもしれないです。勉強はしたくないけれど、このままじゃいけないと思っていれば、何か考えたほうがいいかもしれません。

**報告事項第3「インフルエンザの発生状況について」** 学務課長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。
- **雁部委員** ノロウイルスが猛威を奮っているようですが、その対策はどのようにしていますか。
- **学務課長** 一時、学童クラブを中心に言問小学校で発生し、何人か罹ったのですが、今は終息しています。ノロウイルスは全国的に猛威を奮っていますので注意喚起をしながら対応していきたいと思います。
- **雁部委員** たまたま昨日テレビで見たのですが、嘔吐した後の処理を間違えると、だいぶ拡散してしまうようですので、処理の仕方も徹底したほうがいいのかと思います。
- **学務課長** 言問小学校の事例を申し上げますと、異常発生後、直ちに保健センターに連絡しました。保健センターのチームが学校に駆けつけまして、私たちや学童クラブ所管の関係者も行き、消毒を徹底しました。特にトイレを6年生が共有していますので、まずはそこを消毒しましたので、これ以上発生することはありませんでした。引き続き保健センターを通して対応していきたいと思いません。
- **横井委員長** 他によろしいでしょうか。
- **横井委員長** では、私から一点あります。各学校で研究発表会が行われていまして、いくつか見せていただきました。先生方が大変一生懸命でした。例えば、隅田小学校で研究発表会が行われていたのですが、研究の内容も素晴らしかったのですが先生方のチームワークも良かったです。それが子ども達に大変いい影響を与えるなと思いました。
- **横井委員長** 他によろしいでしょうか。以上で予定の議決事項、報告事項は終了しました。これで教育委員会を閉会いたします。